

在間島日本領事館と朝鮮総督府

——「間島共産党事件」をめぐる協力と対立——

水 野 直 樹*

はじめに

- 1 間島における領事裁判の管轄権
- 2 朝鮮への事件移送をめぐる
 - (1) 1920年代前半
 - (2) 1925年の「CK団事件」
- 3 間島共産党事件
 - (1) 第一次事件
 - (2) 第二次事件
 - (3) 第三次事件
 - (4) 第四次事件
 - (5) 第五次事件
- 4 治安維持法適用問題
- 5 司法共助システムの変更
 - (1) 間島総領事館の方針転換
 - (2) 司法共助システムの変更

おわりに

は じ め に

1928年から外務省警察の巡査として間島で勤務した大美賀好一は、戦後に書いた回想録で1930年の五三〇事件（間島共産党第五次事件）について次のような証言を残している。

「領事館警察は、検挙して取調べ、朝鮮、京城の西大門刑務所に送りこんだ。こうした

*みずの なおき 京都大学人文科学研究所教授

特殊な事件は、司法大臣が管かつ裁判所を指定することになっていたが、間島共産党事件は京城の覆審法院が管かつするように指定されていた。〔中略〕被疑者の取調べにあたっては大なり小なり、暴力が使われる。特に間島共産党事件では、多数の人間が殺されている。犯行が明らかになれば死刑になることが、当然というのものもあるから、犯人も命がけで否認する。勢いごう問になることがある。/京城の係検事から、「公判は公開だし、官選弁護士もつくから、被告人の身体にごう問のこん跡がハッキリ残っていると問題になる。そうなると警察官が責任を問われる。そうしたおそれのあるのは、有罪と判っていても釈放することがあるが、その点御承知願いたい」と連絡してきたこともある。〕¹⁾

大美賀は、管轄裁判所の指定を司法大臣がすると書いているが、これは外務大臣の誤りである。しかし、大美賀の回想は、間島の領事館と朝鮮総督府の司法当局との関係を考える上で、重要な示唆を与えるものである。

朝鮮および間島の治安を維持するために日本の支配に抵抗する朝鮮人を取り締まり処罰するという点において、間島の領事館と朝鮮総督府は共通の立場に立っていた。しかし、具体的な局面において両者の見解、対応策が食い違いを見せることもあった。その端的な事例が数次にわたる間島共産党事件であった。

「間島共産党」と呼ばれる事件は、1927年から1932年頃までの間に間島の領事館警察が検挙し朝鮮に身柄を移送して裁判にかけた朝鮮人共産主義者の事件のことである。当時朝鮮においては、1927年の第一次事件から1931・32年の第五次事件まで5回にわたる検挙事件を間島共産党と呼んでいた。

これらの事件の移送人員、朝鮮の司法機関での処理状況について、間島総領事館が作成した資料では、表1のようにまとめられている。

表1 間島総領事館より朝鮮総督府法院に移送された共産党事件被告結果表 (名)

年別	種類	移送	不起訴	免訴	無罪	有罪	死亡	未済	計
昭和2年	朝鮮共産党	29			1	28			29
3年	〃	85	35	2	1	47			85
4年	〃	1				1			1
5年	〃	76	24	1	2	49			76
〃	530暴動	67	27	4	1	34	1		67
〃	中国共産党	40	112	118	16	250	9	3	508
6年	〃	388							
7年	〃	80							
8年	〃	1							
計		767	198	125	21	410	10	3	767

(出典) 昭和9年2月7日在満洲国特命全權大使菱刈隆あて在間島総領事永井清機密第76号「間島地方ニ於ケル朝鮮人ノ訴訟事件処理方ニ関スル件」(外務省記録D.1.2.0.2『在支帝国領事裁判関係雑件(在満洲国ヲ含ム)』)

「種類」に記されている「朝鮮共産党」「中国共産党」は被疑者が属する党組織を示したものである。1930年の「530暴動」の場合は、党所属関係が複雑であるため、事件の名称が記されている。1927年、28年、30年の「朝鮮共産党」事件と「530暴動」事件が第一次から第四次までの間島共産党事件と呼ばれるものであり、1930年以降の「中国共産党」事件が第五次間島共産党事件である。

この表から推測できるように、外務省警察のなかで最大の規模であった間島の領事館警察²⁾が扱った事件の中でも、「間島共産党事件」は被疑者の数をもっとも多いものであった。いいかえると、日本の領事館警察の歴史においてももっとも大きな事件がこの「間島共産党事件」であり、領事館警察の存在意義が試される事件でもあった³⁾。

一方でこの表から読み取れることは、1927年の第一次間島共産党事件を除けば、移送者のうちの相当数が不起訴、免訴、さらには無罪になっていることである。合計で見ても、移送者767名のうち約45%にあたる344名が不起訴、免訴、無罪となっている。間島の領事館警察が検挙・取調べを行ない、容疑が確実な者を朝鮮に送ったと考えられるにもかかわらず、半数近くの被疑者が有罪にはならなかったのは、かなり異常な事態であったというべきであろう。

なぜそのようなことが起こったのか、間島の領事館と朝鮮の司法当局の認識や対応策にどのような違いがあったのかを検討することが、本稿の目的である⁴⁾。両者の食い違いが生まれた理由の1つが治安維持法の解釈の違いにあったことも明らかにしたいと思う。

史料としては、日本の外交史料館所蔵の外務省記録と韓国の国史編纂委員会所蔵の京城地方法院検事局文書に含まれている間島総領事館、外務省、朝鮮総督府の3者間で交わされた文書を利用する。

1 間島における領事裁判の管轄権

間島共産党事件の経過を理解するためには、間島で検挙・拘束された「帝国臣民」に対する裁判管轄権を定めた法律を整理しておく必要がある。

これについて戦前の日本当局は、明治44年3月法律第51号「間島ニ於ケル領事官裁判ニ関スル件」で定められていると説明していた。領事館警察に関する従来の研究においても、それがそのまま受け入れられているが、実際には「韓国併合」以前に裁判の管轄を決める法律が作られていたのである。

間島における領事官の裁判に関する問題は、1909年9月に日本と清国との間で結ばれた「間島協約」によって同地在住の朝鮮人に対する裁判権がいちおう明確化されたため、日本当局はその管轄権を規定する法規を制定する必要があると考えた。間島の開放地（商埠地）に居住する朝鮮人の裁判権は日本側、それ以外の地域（中国人と朝鮮人の雑居地）に在住する朝鮮人

のそれは清国側が持つこととなり、領事官の裁判を受ける朝鮮人が増えることが予想されたからである。間島協約では、龍井村など4箇所に日本の領事館または分館を設けることが定められていた⁵⁾。

周知のように間島協約が締結される前から、日本政府は清国に対して領事裁判権を行使していたが、その管轄権に関しては、明治32年法律第70号「領事官ノ職務ニ関スル件」で、領事裁判の控訴・抗告、および領事官が予審を担当した重罪の公判は、長崎地方裁判所と長崎控訴院の管轄とすると定めていた。日露戦争後、関東都督府が設置されると、明治41年法律第52号「満洲ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律」が制定され、満洲における領事裁判の上級審の管轄権は関東都督府法院が持つこととなった。

間島協約により間島の商埠地における朝鮮人の裁判権を日本側が持つようになると、その管轄権は遠く離れた関東都督府法院ではなく、国境を接する朝鮮を支配していた統監府の裁判所に移されることとなった。間島協約締結前の1909年7月、日本政府は大韓帝国政府との間で司法・監獄事務を日本政府に委託する覚書を交わし、11月1日には韓国政府法部が廃止され統監府司法庁がそれに代って司法・監獄事務を統轄するとともに、韓国裁判所に代る統監府裁判所が開設されるにいたっていた⁶⁾。そのため、間島において領事裁判を受ける日本人・朝鮮人に関わる上級審および重罪の公判に関しては、統監府裁判所に委ねることが可能になっていたのである。

なお、「韓国併合」前であるにもかかわらず在外朝鮮人を日本の領事裁判にかけることができたのは、1905年の「保護条約」によって大韓帝国の外交権を奪っていた日本政府が、1907年5月に在外公館に訓令を発して、清国などに在留する朝鮮人を「日本臣民」として扱うこととしていたからである⁷⁾。

1910年3月、帝国議会上に「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律案」が上程された。法律案第一条は、「間島ニ駐在スル帝国領事官ノ予審ヲ為シタル死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ノ公判ハ統監府地方裁判所之ヲ管轄ス」と定め、さらに第二条では、外務大臣が必要と認める時には間島での刑事事件を間島の領事官の管轄ではなく韓国の監獄に移送するよう命令することができるとしていた。

法律案の説明をした外務次官石井菊次郎は、間島が僻遠の地であるため、長崎の裁判所や関東都督府の法院に事件を移すことは不便であること、一方で韓国内で統監府の裁判所が整い、間島に近い咸鏡北道でも「日本ノ完全ナル裁判制度ガ施カレテ居ル」ので、そちらに管轄権を移すのが「事件ヲ速ク捌」いたり「証拠採蒐」をしたりするのに便利であることを理由にあげている⁸⁾。

衆議院の委員会で、第二条はどのような場合を想定しているかとの質問が出たのに対して、石井は、中国側の利権回収の主張などから「案外騒擾ヲ起シマシテ、知ラズ識ラズノ間ニ事態

「重大ナラシメルト云フコトが起ラストモ限ラヌ」ので、その恐れがあると認めた場合は、「事件ヲ豆満江ヲ隔テテ韓国ニ於ケル我裁判所ノ方ニ移シテシマウトナレバ、犯罪人ガ既ニ其所ニ居ラスト云フコトニナレバ、地方デモ自ラ其事ヲ忘レルコトモアラウシ、サモナケレバ起ラストデモ宜イヤウナ余計ナ風波ヲ予防シ得ルト云フコトニモナルダラウト思ヒマス」と答えている⁹⁾。つまり、日中間の対立・衝突が懸念される事件に関しては緊急避難的に被疑者を朝鮮に移してしまうことを想定して第二条を付け加えたという答弁であった。

明治32年法律第70号「領事官ノ職務ニ関スル法律」（第10条）および明治41年法律第52号「満洲ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律」（第3条）では、「国交上必要アルトキ」外務大臣は領事官に「内国ノ監獄」あるいは「関東都督府法院」に刑事事件を移送するよう命じることができるとしていた。上記委員会での石井の説明は、これら既存の法律の文言を踏まえたものであったが、間島の領事裁判に関する法律では「国交上必要アルトキ」ではなく、単に「必要アリト認ムルトキ」とされている点に注意を要する。

1910年4月5日、「韓国併合」のおよそ半年前、明治43年法律第40号「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律」が公布・施行された¹⁰⁾。法律第40号「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律」は、韓国併合後の1911年3月には、明治44年法律第51号「間島ニ於ケル領事官裁判ニ関スル件」に改められた。従来の「統監府地方裁判所」などの語句を「朝鮮総督府地方裁判所」などに改めただけである。

ここでは、間島共産党事件の経過を理解する上で必要な条文だけを掲げておく¹¹⁾。

明治44年法律第51号「間島ニ於ケル領事官裁判ニ関スル件」

第一条「間島ニ駐在スル帝国領事官ノ予審ヲ為シタル死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ノ公判ハ朝鮮総督府地方裁判所之ヲ管轄ス」

第二条「間島ニ駐在スル帝国領事官ノ管轄ニ属スル刑事ニ関シ外務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ事件ヲ管轄スヘカラサルコトヲ当該領事官ニ命シ且被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送セシムルコトヲ得」

第三条「前条ノ規定ニ依リ被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送スル場合ニ於テ朝鮮総督ハ其ノ事件地方裁判所ノ権限ニ属スヘキモノナルトキハ被告人ノ移送セラルル監獄所在地ヲ管轄スル朝鮮総督府控訴院ノ検事ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ控訴院ニ為サシメ其ノ事件区裁判所ノ権限ニ属スヘキモノナルトキハ被告人ノ移送セラルル監獄所在地ヲ管轄スル朝鮮総督府地方裁判所ノ検事ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ地方裁判所ニ為サシムヘシ」

その後、第一条のうち「地方裁判所」は、大正4年12月法律第29号で「地方法院」に変更

され、さらに大正 14 年 3 月法律第 7 号で「死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル」罪が削除されたため、次のようになった¹²⁾。

第一条「間島ニ駐在スル帝国領事官ノ予審ヲ為シタル罪ノ公判ハ朝鮮総督府地方法院之ヲ管轄ス」

また、第三条は、大正 4 年 12 月法律第 29 号で次のように改正された¹³⁾。

第三条「前条ノ規定ニ依リ被告人ヲ朝鮮ニ於ケル監獄ニ移送スル場合ニ於テ朝鮮総督ハ被告人ノ移送セラルル監獄所在地ヲ管轄スル朝鮮総督府覆審法院ノ検事ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其ノ覆審法院ニ為サシムヘシ」

法律第 51 号が制定されたのを受けて、朝鮮総督府は、明治 44 年 4 月朝鮮総督府令第 47 号「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律ニ依リ管轄権ヲ有スヘキ朝鮮総督府裁判所」を定め、管轄権をもつ裁判所を咸興地方裁判所清津支部と京城控訴院とすることとした。その後、この府令は朝鮮の裁判所の名称変更にもなって 3 回改正されたため、1923 年 7 月以降は間島の領事官裁判の管轄権は清津地方法院と京城覆審法院が持つこととされた¹⁴⁾。

以上のように、韓国併合直前の時期に、間島の領事館が扱う刑事事件については朝鮮総督府の司法当局（裁判所・検事局・監獄）が共助するシステムが成立していたのである。それは単に地理的に近接しているという理由からだけではなかった。多くの朝鮮人が間島に居住しており、そこが朝鮮独立運動の根拠地になり得るからでもあった。間島の領事館と朝鮮総督府は、朝鮮独立運動を抑えるために司法共助システムを築いたのである。

2 朝鮮への事件移送をめぐる

(1) 1920 年代前半

「間島ニ於ケル領事官裁判ニ関スル件」の制定によって、間島の領事館に検挙された朝鮮人が朝鮮に移送される仕組みがつくられたが、実際に移送された事例は、一般刑法犯罪を除けば、1920 年代半ばまでそれほど見られない。

1919 年の三一独立運動の際、間島でも独立示威運動が盛んに展開されたため、領事館は多数の検挙者が出た場合、朝鮮に移送することを検討し、外務省、朝鮮総督府もそれに同意していたことがわかる。1919 年 3 月 31 日、間島の鈴木総領事代理から内田外務大臣あて電報によると、総領事館は独立運動主謀者 5 名を逮捕したが、同館に留置しておくとして「奪取ヲ企ツル虞

アル」として、朝鮮側の会寧憲兵隊に身柄を引渡した（外務省警察史 20 巻, 27 ページ）。これが法律第 51 号にもとづくものであったかどうかは明らかでない。

4 月 12 日、在間島総領事代理鈴木は、「当館及各分館ニ於テ逮捕シタル朝鮮独立運動首謀者十名ニシテ其ノ他ハ多ク露領方面ニ逃亡シタルモノノ如シ右逮捕者ニ対シテハ在留禁止ヲ命ジ朝鮮ニ押送シタルガ朝鮮ニ於テハ保安法ニ依リ処分ヲ行フ筈ナリ」¹⁵⁾と外務大臣に報告している。次いで 4 月 16 日、在琿春領事館分館の秋洲主任は外務大臣宛の電報で、独立運動主謀者のうち市内在住者に対しては「退支処分」（中国領からの退去処分）をすればよいが、「地方部落在住者」は中国官憲と連絡した上で逮捕する必要があること、「逮捕ノ上ハ当館ニ監禁スルノ設備ナキニ依リ即時朝鮮官憲ニ引渡シ度」いとしながら、運動が「暴行ノ程度ニ至ラザル故ヲ以テ罪名ノ点ニ付多少ノ疑アル」ため「退支処分」が適当とも考えられるとして、外務大臣の判断を求めた。これに対し、外務大臣は 26 日、「退支処分」が適当とする返電を送ったが、秋洲は 29 日、「地方主魁者ノ処分ニ付テハ朝鮮官憲ヘ引渡スヲ得策ト考ヘ逮捕方支那官憲ト協議中ナリ」とする電報を外務大臣に送った¹⁶⁾。その後、間島の領事館と外務省との間でどのようなやりとりが交わされたか不明だが、5 月 22 日になって外務大臣は在琿春領事館分館秋洲主任あてに電報を送り、逮捕した者を「明治四十四年三月法律第五十一号間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル制第二条ニ依リ自今貴官ニ於テ管轄セザルコトトシ被告人ヲ朝鮮総督府監獄ニ移送セラルベシ右ハ同総督府ニ対シテモ通知済ナリ」と命じた¹⁷⁾。総督府はこれを受けて、28 日付け外務次官あて政務総監電報で、外務大臣の通知に異存ないとしたうえで、移送にあたっては裁判管轄指定のために被告人の本籍・住所・氏名や罪名を電報で知らせるよう、そして「被告人ノ身柄ヲ咸興監獄ニ移送ストノ領事館ノ書面及一件書類証拠物等一切ヲ交付スル」よう在琿春領事館分館に指示することを求めた¹⁸⁾。

以上のやりとりから、間島での三一運動に対処するために、間島の領事館、外務省、朝鮮総督府の間で被疑者の朝鮮移送に関して合意がなされたこと、それは法律第 51 号第 2 条にもとづくものであること（つまり領事館では予審を行わず、被疑者を朝鮮に移送すること）、そして朝鮮側では咸興監獄への移送を想定していたことがわかる。この時期には、咸興監獄には元山と清津に分監があったので、総督府としては間島に近い清津分監への移送を考えていたのであろう。

しかしながら、間島の領事館が検挙・取調べをしたうえで、朝鮮の監獄に移送した事例は、それほど多くない。領事館側が独立運動などの容疑で検挙した場合でも、その多くは「退去処分」にすることによって身柄を朝鮮当局に引渡すことが多かった。暴行、騒擾など刑法で定められている犯罪容疑があるなら、領事館で取調べをすることができるが、集会・デモなどの形態で独立を求める運動に対しては適用すべき法令がなかったからである。旧大韓帝国時代の保安法や 1919 年 4 月に朝鮮総督府が制定した制令第 7 号「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」は、あ

くまで朝鮮内だけで有効なものであったので、間島の領事館がそれにもとづいて独立運動を取り締まることはできなかった。在琿春領事館分館の秋洲主任が「暴行ノ程度ニ至ラザル故ヲ以テ罪名ノ点ニ付多少ノ疑アル」ため「退支処分」が適当とも考えられるとしているのは、このような法令適用の問題点を認識していたからであった。

このような問題点があったため、1919年から1920年代前半に間島で検挙された朝鮮人の多くは、1896年に制定された明治29年法律第80号「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」にもとづいて、中国領から退去させるという形式によって、身柄を朝鮮側に引渡された。法律第80号では、領事官が「安寧ヲ妨害セムトシ」たと認める者に1年から3年の在留禁止を命じることができるとされていた。これにもとづいて、間島総領事館管轄地域内において在留禁止処分を受けた朝鮮人は、1919年29人、20年36人、21年16人、22年19人、23年5人、24年6人、25年8人となっている¹⁹⁾。

もちろん、適用法令の有無にかかわらず領事館では検挙した者を取り調べ、在留禁止処分にして朝鮮側に引渡す際には朝鮮の警察・司法当局による訴追に関して打ち合わせをしていた。それは、1923年11月、間島総領事館で開かれた署長及分署長事務打合会議で、「不逞鮮人武装団ノ検挙及共産主義宣伝者ノ取締ニ関スル手段方法」という諮問事項の後半部分について、「朝鮮総督府制令違反者ノ処分ヲ迅速ニスル手段トシテ同違反者ニシテ警察犯ニ該当スル者ニ対シテ拘留ノ処分ヲ行ヒ取調完了ノ上朝鮮側警務機関ニ任意同行シ其ノ処分ヲ同機関ニ委任スルコト」という答申が提出され、「朝鮮総督府警務機関ト克ク打合ヲ為スコト」という説明が付されていることからわかる²⁰⁾。制令第7号違反とみなした朝鮮人を逮捕・検挙する権限を領事館は持っていないが、「警察犯」の名目で拘留・取調べをした上で朝鮮側の警察に引き渡すという手法が考えられていたのである。

その一方で、刑法や爆発物取締規則などに違反するものとみなした事件については、朝鮮に移送したが、その場合は領事館で取り調べたうえで朝鮮清津の監獄に移送することが多かったようである。予審は咸興地方裁判所清津支庁（のち清津地方法院）が担当した。

例えば、間島に拠点を置く独立運動団体国民会に加入して活動した崔正洙ら10名は、間島の領事館に検挙された後、清津に移送され、清津支庁で予審を受けた。1921年10月に終結した予審では、10名の被告全員に制令第7号違反のほか、殺人・強盗殺人・窃盗・不法逮捕監禁などの刑事罪が適用されている²¹⁾。この事件では、領事館は法律第51号の第2条にしたがって、警察段階の取調べにとどめ、検事取調べ以後の司法手続きは朝鮮で行なうことにしたと見られる。

以上のように、1920年代前半の時期には、間島の領事館は独立運動をする朝鮮人を「安寧妨害」という理由で在留禁止処分にして朝鮮側当局に引き渡すか、刑法犯として処罰できる場合は朝鮮の監獄・法院に移送して予審にかけるか、いずれかの処分をしていたといえる。

とはいえ、間島の領事館と朝鮮総督府の警察・司法当局との間には、朝鮮人の処分をめぐって意見の食い違いも見られた。

1922年11月22日に琿春佐藤分館主任が内田外務大臣あてに送った文書は、次のような事件を報告している²²⁾。同年1月に朝鮮側新乾元守備隊・駐在所を襲撃した犯人が、11月に琿春分館に自首してきた。本人は強制的に襲撃に参加させられたにすぎず、首謀者は露支国境奥地に徘徊しているので、該被疑者を「当地ニ止メ置キ之ヲ利用シテ首魁者等ヲ当方ニ引寄せ予審終了ノ上清津地方法院ニ送致セント致シ居リタル」ところ、朝鮮側の慶源警察署および清津地方法院検事が引き渡しを求めてきた。琿春分館側は「事件審理中ナル理由」でこれを拒絶したという。引き渡しを拒絶した理由について、佐藤は次のように述べている。

「本件引渡ヲ当方ニ於テ躊躇スルハ朝鮮側カ不逞鮮人ニ対スル取扱振頗ル乱暴ニシテ何等取調ヲ為サス警察署限ニテ犯人ヲ射殺シタル实例モアリ本件犯人ノ如キモ或ハ同一運命ニ陥ルナキヤヲ怖ル 斯テハ当方面居住幾万ノ朝鮮人ノ怨ミヲ買ヒ折角領事館ヲ信頼シテ自訴シ出テタル者ヲモ朝鮮警察ニ引渡シタリトテ惹イテ当館ヲモ信頼セサルコト、ナリ今後ノ対朝鮮人関係上甚タ面白カラス 依テ当館ニ於テ一応予審ヲ終了シテ朝鮮側裁判所ニ送致シタキ希望ナルニ付此ノ点御考量置ヲ請フ」

この資料では、琿春の領事館分館が朝鮮の警察が朝鮮人被疑者を取り調べもせずに射殺した実例があり、それでは間島在住の朝鮮人の反感を増すだけであるとして、引き渡しを拒否している。このケースからわかるように、間島の領事館と朝鮮総督府の警察・検事局とは、朝鮮の独立運動に対して一致した姿勢をとっていたわけではなく、時には相手方に対して不信の念を抱いていたのである。間島共産党事件の処理をめぐって、その不信感は増大していくことになる。

（2）1925年の「CK団事件」

1925年に治安維持法が制定されて以降、間島の領事館警察は多数の朝鮮人を独立運動・共産主義運動容疑で検挙するようになった。それまでは、刑法違反に問えるような行動がなく、秘密結社活動をするだけの運動に対しては、朝鮮の制令第7号に関する権限を持たない領事館警察としては手を出すことができなかった。ところが、治安維持法が制定され朝鮮にも施行されたこと、そして治安維持法第7条に「本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者」にも適用すると定められたことによって、間島の領事館は法律上の制約を感じることなく朝鮮人の運動を取り締まることのできるようになったのである。

間島の領事館によって摘発された最初の治安維持法事件は、CK団（電拳団）事件と呼ばれ

るものである。1925年8月29日の「日韓併合記念日」に際して、龍井の朝鮮人学校（永新中学校・東興中学校など）の学生らが「共産主義的団結ニヨル独立運動ノ鼓吹」を図るピラを撒布する計画を立てていることを探知した領事館警察は28日に16名を検挙した²³⁾。総領事館が翌年2月に作成した「大正14年中ニ於ケル間島、琿春及同接壤地方治安概況」²⁴⁾によれば、電拳団事件では結局20名が検挙され、うち4名が「訴追」、11名が「放遣」、5名が「朝鮮警察機関引継」の処分を受けたとされる。「放遣」は証拠不十分として釈放されたものと見られるが、「朝鮮警察機関引継」の処分となった11名が朝鮮側でどのような処分を受けたかは不明である。

「訴追」された4名については、総領事館で検事取調べと予審が行なわれることになった。『東亜日報』1925年10月7日付の記事「CK 団員も参加/間島赤化計画/電拳団事件公判」によると、10名余りの被疑者のうち全盛鎬（中外日報間島支局長）ほか学生3名が領事館での公判にかけられた。担当したのは、桐生判事事務取扱と小島検事事務取扱であった。その後、この事件がどうなったか、新聞に記事がないため、明らかでない。全盛鎬は、その後も中外日報支局長として活動している²⁵⁾ので、裁判は早期に終わり、全らは釈放されたのではないかと思われる。

この事件は治安維持法を適用されたにもかかわらず朝鮮に移送されなかったが、その理由は明らかでない。法律上は、領事館で予審を行なった事件は朝鮮の清津地方法院の公判にかけられることになっていたが、公判が間島総領事館で開かれたのは、治安維持法の適用について総領事館が自信を持っていなかったからかもしれない。

3 間島共産党事件

(1) 第一次事件

第一次間島共産党事件は、1927年10月に起った。京城で朝鮮共産党事件公判が予定されていた10月初め、朝鮮共産党満洲総局が公判の公開を要求するピラを配布する計画を立てていることを間島総領事館警察が探知して関係者を検挙したのが発端であった。

間島総領事館の鈴木総領事は、10月12日に外務大臣あてに次のような電報を送っている。

「当館警察署ニ於テ本日迄検挙シタル〔共産党〕関係者ハ三十九名ニ達シ近く起訴ノ見込ナルカ本件ヲ当館ニ於テ公判ニ附スル場合ハ地方ノ安寧並ニ司法上ニ及ホス処鮮カラサルノミナラス監房狹隘ニシテ決定後行刑上遺憾ノ点鮮カラス且朝鮮側トノ関係多ク慎重審理ヲ要ス可キ事件ト認ムルニ付明治四十四年法律第五十一号ニ依リ至急事件ヲ朝鮮総督府裁判所ノ管轄ニ移送方御発令相成様致度」²⁶⁾

この電報によれば、総領事館は検挙者を取り調べた結果、起訴することを決めたが、公判を開いた場合、「地方ノ安寧」と「司法上」に及ぼす影響が大きいこと、また総領事館の監房が狭いため「行刑上遺憾ノ点」が少なくないことを理由に、朝鮮への事件移送を命じるよう外務省に求めたのである。

これに対し、翌13日付けで外務大臣は朝鮮総督あてに電報を送り、「本件管轄裁判所及監獄ヲ同総領事へ通告」するよう求めるとともに、鈴木総領事には朝鮮の監獄に移送するよう命じ、監獄の所在地は総督府からの通告を待つよう指示した。15日総督府が総領事館に対し京城西大門刑務所に移送するよう内報したのに続いて、20日総領事館は被疑者28名を証拠・記録とともに朝鮮側に引き渡した²⁷⁾。

間島共産党被疑者が最初に京城に移送されたのは、1927年10月のことである。1回目の押送者14名が京城に着いたのは10月20日で、直ちに西大門刑務所に収監された（毎1927年10月21日）。22日にはさらに14名が「間島から清津を経て京城西大門刑務所に移送された」とされている（毎1927年10月22日）。

移送を報じた新聞記事から、事件の管轄をめぐって異論が出ていたことを知ることができる。管轄問題について、京城地方法院の長尾検事正は、次のような談話を新聞に掲載している。

「間島にある日本総領事館の管轄に属する刑事事件に関して、外務大臣が必要と認める時には、その事件を管轄しないようにすることを領事館に命令し、その被告人を朝鮮の監獄に移動することができる。〔今回の事件は〕『間島にある領事の裁判に関する件』という法律に基準して、外務大臣の命令によって京城西大門刑務所に護送されたにすぎない。今後、その事件の管轄裁判所を京城にするか、咸興にするか、清津にするかは未定である。」

（朝1927年10月22日）

さらに長尾は、「外務大臣が領事館に命じて朝鮮に移送した被告人は、押送を受けた監獄所在地である京城覆審法院検事から裁判管轄の指定を当該覆審法院に提出するよう規定されています」と語り、移送と裁判管轄の手続きが正当なものであることを強調している。

これに対し、事件を担当することになった弁護士金炳魯は、次のように異議を唱えていた。

「万一その共産党事件が五井判事の担当になるなら、弁護士たる我々としては反対の意見を持っています。なぜそうかという、五井氏は先般朝鮮共産党事件を取調べた判事ですから、この事件も担当するというは面白からざるものと考えます。今日明日にはこのたびの朝鮮共産党に関係した数名の弁護士から地方法院長に正式に抗議を提出する予定です。」

（毎1927年10月22日）

金炳魯らの弁護士が五井判事の予審担当に反対したのは、間島共産党事件については検事局での取調べもなされていないのに予審判事をまず決めることは手続きとして間違いであるという理由もあった（朝 1927 年 10 月 22 日）が、五井判事が朝鮮共産党事件の予審も担当していたため、それと同じ「手段方法」で取調べをする恐れがあるという点にあった（東 1927 年 10 月 22 日）。つまり、五井はこのような事件に予断を持っているというのが反対の理由だったようである。したがって、朝鮮人弁護士らも間島からの被疑者移送や京城地方法院の管轄自体に関しては、問題視していなかったと思われる。

10 月 24 日付けで総督府は京城覆審法院検事正に管轄指定申請をするよう指令を出し、検事正はただちに覆審法院に対して京城地方法院を指定するよう申請したが、この時、総督府法務局法務課長水野重功は、「間島領事館で検挙した事件を朝鮮に送ったのは、領事裁判のような不完全な裁判を受けさせるより被疑者にとって利益になるからこのたび移送したもので、他のいかなる理由もない」と語っている（朝 1927 年 10 月 25 日）。

次いで 27 日、覆審法院が管轄を京城地方法院とする決定を下し、事件記録も同地方法院検事局に送った（毎 1927 年 10 月 28 日）。事件記録を受け取った京城地方法院検事局元橋検事は、31 日から被疑者の取調べを始め、10 日間で起訴するかどうかを決定する予定と報じられている（毎 1927 年 10 月 30 日）。11 月 5 日には被疑者 27 名を治安維持法違反で起訴することを決め、予審を請求した（毎 1927 年 11 月 6 日）。

予審は、金炳魯ら弁護士の疑義にもかかわらず、地方法院予審判事の五井が担当することとなり、翌 1927 年 1 月初めに始まった。新聞では、「この事件は本来間島で検挙され放送〔移送〕されてきたもので、京城には別に物的証拠もなく、また事件は内容が極めて単純で、証拠となるべきものはすでに全部押収され、そのほかには別に証拠を蒐集すべきものもないので、取調べは一瀉千里に進行され、今年 3 月末または 4 月上旬頃には予審の終結決定をみることになろう」と報じられている（毎 1928 年 1 月 11 日）。

予審は 4 月 30 日に終結し、被疑者 30 名（東亜日報の記事では 28 名が起訴された後、4 月初めに間島から移送された 2 名が追加されたという）のうち 1 人は免訴となり、残り 29 名が公判に回付されることになった（東 1928 年 5 月 1 日）。公判は 11 月 26 日、京城地方法院で開始された。被告は安基成、崔元澤ら 29 名、裁判長は末広判事、担当検事は元橋検事、弁護士は金炳魯、許憲ら 7 名であった。検事が公訴事実を朗読した後、裁判長は「本件公判は公安を妨害する恐れがあるため一般傍聴を禁止する」と宣言した（毎 1928 年 11 月 26 日、27 日）。以後、裁判は秘密公判となり、12 月 5 日求刑、27 日判決言い渡しと進んだ。この間、被告韓長順は病気のため公判に出られず分離裁判となった（東 1928 年 12 月 6 日）ため、被告は 28 名となっていた。判決は、治安維持法・大正 8 年制令第 7 号違反で崔元澤に懲役 6 年、その他 27 名に懲役 5 年～1 年（うち 4 名は執行猶予 3 年）という内容であった（東 1928 年 12 月 28 日）。

以上のように、第一次間島共産党事件は、治安維持法制定後、間島の領事館から朝鮮に多数の被疑者が移送された最初の事件であった。当局側にとっても裁判の管轄問題については最初の経験であった。しかし、後の事件に比べると被疑者数が少なかったこともあり、被疑者の移送・収監・取調べ・裁判などの過程に大きな問題は起こらなかったと考えられる。

しかし、第二次間島共産党事件以降、被疑者数が増えると、領事館側と朝鮮総督府側の思惑に食い違いが生じることとなる。

（２） 第二次事件

第二次間島共産党事件も朝鮮共産党満洲総局関係者の検挙事件である。1928年9月初め以降、高麗共産青年会満洲総局、朝鮮共産党満洲総局、東満朝鮮青年総同盟の関係者が間島の領事館に検挙された。第二次事件被疑者の移送に関して、間島総領事館側は第一次事件とは異なる意見を持っていた。9月19日鈴木総領事は外務大臣あてに電報を送り、治安維持法違反被疑者約50名を検挙したが、間島での予審審理は「地方ノ安寧ヲ乱スノ惧」があること、領事館の監房では収容できないことを理由として、次のように総領事館側の希望を伝えた。

「先年ノ例ニ基キ明治四十四年法律第五一号ニ依リ朝鮮総督府法院ノ管轄ニ移ス様御取計相成度シ尚引続キ共犯者検挙証拠物蒐集シ得ヘキ見込アリ是等ノ連絡関係上当館ト最近接セル清津法院ヲ指定相成ルヲ得ハ好都合ト認メラル」²⁸⁾

この電報で「先年ノ例ニ基キ」としているのは、第一次事件の処理を指していると思われるが、京城の西大門刑務所に身柄が移送された第一次事件とは異なり、清津地方法院が裁判を管轄するよう求めている点が注目される。その理由として、今後も共犯者の検挙、証拠物の蒐集が見込めるため「連絡関係上当館ト最近接セル清津法院」が望ましいからであるとしている。総領事館で予審を行なうことを想定していたかどうか、電文では明確でない。予審を行なうのであれば、法律第51号第1条にもとづいて、清津地方法院の管轄とすることができるにもかかわらず、総領事の電報はその点に触れていない。ともあれ、領事館側は、第一次事件の司法処理に関して総督府側に何らかの不満を抱き始めていたと考えられる。

9月22日、外務大臣は総督府に総領事館側の希望を伝える電報を送った²⁹⁾が、24日朝鮮総督は外務大臣あて電報で、第一次事件と同じく西大門刑務所への移送を総領事館に通報したことを伝えている。

「間島総領事館ニ於テ検挙シタル治安維持法違反被疑者五十名ヲ本府監獄ヘ移送スルニ付本事件管轄ヲ清津地方法院ニ指定方希望セラルルモ同地監獄ハ監房少ク且職員不足ニ付京

城西大門警務所〔刑務所〕へ移送方同領事館へ通報シ置キタルヲ以テ御了知アリタシ」³⁰⁾

総領事館側が被疑者を清津に送るよう求めたのは、電文に記されているように、引き続き「共犯者検挙」と「証拠物蒐集」を行なうには、間島に近い清津法院が管轄するのが適当と考えたからである。間島の共産党関係者が完全に検挙されたわけではなく、さらに検挙を進めなければならないと見ていた。これに対して、総督府側は清津の監獄では多数の被疑者を収容することができないとして京城の刑務所への移送を求め、総領事館側もそれを受け入れることになった。

こうして間島側の希望は実現せず、10月8日以降、数次にわたって合計72名が京城に移送され（毎1928年10月13日、28日）、11月にも「其ノ後更ニ連累者十二名ヲ検挙シ内四名ヲ本月七日朝鮮側ニ移送セリ」と報告されている³¹⁾。

11月2日には、第一次事件と同じく第二次事件の管轄裁判所に京城地方法院が指定され、同法院検事局の取調べが開始された。12月初めに検事局は72名の被疑者のうち57名を起訴し、残り15名は不起訴とすることを決めた（毎1928年12月4日）。さらに、間島から追加移送された13名に関しては、5名のみ起訴し、8名は不起訴とした（毎1928年12月6日）。起訴の後、予審は1年半の時間がかかり、1930年6月18日によく終結した。61名の被告のうち49名を公判回付とすることを決定したが、12名は「犯罪嫌疑が充分でない」という理由で免訴となった。予審期間中に被疑者2名が「病気で死亡」したとされる。（毎1930年6月19日）

49名の被告に対する公判は予審終結から7か月後の1931年1月30日によく始まり、2月28日に判決が下された。金鉄山ら2名に懲役5年、46名に懲役4年から2年（うち10名は執行猶予5年）、1名が無罪の判決であった。（毎1931年1月31日、朝1931年3月1日。新聞記事によって判決内容に若干の違いがある）

第二次事件では、朝鮮における司法手続きの過程で多くの被疑者が不起訴・免訴となった。表1からわかるように、間島から朝鮮に送られた被疑者85名のうち、有罪判決を受けたのは47名にとどまったのである。

（3）第三次事件

第三次事件も第二次事件とほぼ同じような経過をたどった。第三次事件は、1930年3月に発生した朝鮮共産党満洲総局関係者に対する検挙事件である。この事件に関しては、総領事館側ではなく外務省側が被疑者を清津に送るよう求めたことが注目される。

間島総領事館が5月17日に外務省あてに送った電報によれば、4月14日以降に領事館警察が検挙した57名の党员・共青員は「治安維持法違反ノ証拠充分」だが、「安寧上ノ考慮」と監房狹隘の理由だけでなく、本件が「昭和二年十月検挙シタル第一次事件ト同一系統ニ属スルモ

ノ」であるとの理由からも、朝鮮に移送するのがよいと総領事館は判断した³²⁾。

総領事館側は、第二次事件の際には清津への移送を提案していたが、今回の事件は「第一次事件ト同一系統ニ属スルモノ」として朝鮮への移送を求めたわけである。ところが、21日吉田外務次官が児玉朝鮮総督府政務総監に送った電報には、「明治四十四年法律第五十一号及府令第四十七号ニ基キ本件審理ヲ清津地方法院ニ移管シ度キニ付何分ノ儀至急御回電アリ度シ」と記している³³⁾。つまり、外務省側が事件を清津地方法院に移管するよう求めたのである。総領事館の意向に反して外務省がそのような考えを持った理由は明らかでない。

これに対して、23日朝鮮総督は外務大臣あてに返電を送り、「間島総領事館ニ於テ検挙シタル治安維持法違反被疑者五七名ヲ清津地方法院ノ管轄ニ指定方希望セラルルモ同地刑務所ハ監房少ク且職員不足ニ付京城西大門刑務所へ移送方取計ハレタシ此ノ旨同領事へモ通報シ置キタルヲ以テ御了知アリタク〔下略〕」³⁴⁾とした。第二次事件での総領事館側の要請に対する回答と同じ理由をあげて、西大門刑務所への移送を通報したのである。外務省側は総督府の意向をそのまま受け入れ、翌24日外務大臣が間島総領事に対し、57名の被疑者を西大門刑務所に移送するよう命じた³⁵⁾。

間島総領事館は検挙者のうち、容疑確実な者を数回にわたって朝鮮に移送した。その合計は76名となった。

京城地方法院検事局は、8月1日取調べの終わった69名の処分を決めたが、起訴は49名、不起訴は20名であった。不起訴の理由は「犯罪事実の証拠が充分でない」というものであった（毎1930年8月1日）。その後、予審段階で5名が追加され、被疑者54名に対する予審は1931年2月3日に終結した。49名が公判回付、5名は免訴という決定であった（毎1931年2月4日、朝1931年2月5日）。その後さらに1名が公判に追加回付され、被告は合計50名となったようである。12月5日に第一回公判が開かれ、26日に判決が下された。1名に懲役10年、2名に8年、1名に6年、37名に5年から2年（うち5名は執行猶予4年）、2名は無罪であった（毎1931年12月27日）。

第三次事件では、朝鮮に移送された被疑者76名のうち、47名が有罪判決を受けたことになる。第二次事件に比べると、有罪判決の比率は高いが、それでも被疑者3割強が不起訴・免訴または無罪となったのである。朝鮮の司法当局が下したこのような判断に対して、領事館側が強い不満を抱くことになる。

（4）第四次事件（五三〇事件）

五三〇事件（「五三〇武装蜂起」「五三〇暴動」などとも呼ばれる）は、1930年5月30日（1925年上海における反日反英運動の5周年）を期して中国共産党が武装蜂起を呼びかけたのに対して、間島の朝鮮人共産主義者が龍井村などで日本の機関や中国人地主などを襲撃しようとして、検

拳された事件を指す。この過程で朝鮮人共産主義者は中国共産党に加わるよう働きかけを受け、5・30の時点で中共黨員となっていた者もいたが、多くは未加入の状態であった。領事館と朝鮮総督府の側も事件に関連した朝鮮人を朝鮮共産党およびその後継組織に属する者とみなして司法処理を行なったと考えられる。

5・30以降、10月頃までに間島の領事館によって検挙された朝鮮人は、これまでと同じように順次京城に移送されることになった。

8月8日間島の瀧山総領事代理は外務大臣あて電報第117号で、間島暴動事件に関する治安維持法違反事件その他の被疑者のうち、「犯罪ノ証拠充分ト認ムル者五十四名アリ之カ予審審理ハ当地方ノ安寧上考慮ノ要アリ且監房狹隘ニシテ収容シ難キニ付明治四十四年法律第五十一号第二条ニ基キ朝鮮総督府法院ノ管轄ニ移ス様御取計ノ上御回電相成様致度」と要請した³⁶⁾。これに対し、外務省は総督府に事件を朝鮮に移管することを求めたが、第三次事件とは異なり清津地方法院への移送を要請することはなかった³⁷⁾。

22日に兎玉政務総監が吉田外務次官あてに送った電報では、被疑者54名を西大門刑務所へ移送するよう通知するとともに、次の点を特に要請している。

「本府裁判所並検事局ハ事務多端ナルノミナラス刑務所ニ於テモ此ノ種事件激增ノ結果殆ト其ノ収容ノ余力ナキ状態ナルヲ以テ将来此ノ種事件ニ付テハ成ルヘク其ノ罪状明確ニシテ且其ノ犯状重キモノニ限り移送相成様御配慮相煩ハシ度シ」³⁸⁾

総督府側は、朝鮮内でも同様の事件が多いため、裁判所・検事局・刑務所の能力が限界に達しているので、間島の領事館からの移送は「罪状明確ニシテ且其ノ犯状重キモノニ限」るよう要求したのである。総督府の意向は、外務省から総領事館にも伝えられた³⁹⁾。

第四次事件の移送者は合計67名であったが、うち1名が京城到着の翌日死亡したという。京城地方法院検事局は彼らを取調べ、10月14日金槿ら66名のうち、39名を治安維持法違反・放火罪などで起訴し、27名を不起訴とした⁴⁰⁾。不起訴処分となった理由について、『東亜日報』記事は、彼らは共産党には関係なく、起訴された被告らの「脅迫」によって暴動現場に行ったため検挙されたが、放火などの罪を犯した証拠はないからであるとしている。

予審は1931年6月27日に終結し、35名が公判回付、4名が免訴となった（東1931年6月28日）。金槿ら34名に対する公判は、10ヶ月後の1932年4月22日に始まった。裁判長は、公判に回付された被告35名のうち1名が「肺病」で死亡したと説明した。この事件では弁護人は官選となった（毎1932年4月23日）。5月31日の公判で、金槿に無期懲役（求刑は死刑）、ほか32名に懲役15年～1年（うち3名は執行猶予4年）、1名に無罪の判決が下された（毎1932年6月1日）。金槿に対する無期懲役判決は、治安維持法違反によるものだったか、あるいは放火

教唆の罪などによるものだったかは、判決の全文が見られないため、明らかでない⁴¹⁾。

『思想月報』に抄録されている判決文から推測すると、被告らが中国共産党に加入したと認定して下されたものではないようである。朝鮮共産党満洲総局（およびその再建をめざす組織）に属したことを認定して、それが朝鮮の独立と共産化を目的とするものであって治安維持法に違反するとしており、中国共産党への加入には言及していない。したがって、共産主義運動の面からは五三〇事件は中国共産党の活動の一環であったが、日本当局の認識では朝鮮の共産主義運動の一部であったといえる。

ともあれ、表1によれば、第四次事件で被疑者として朝鮮に移送された67名のうち、有罪判決を受けた者は34名であった。他の33名の多くは、不起訴・免訴・無罪となったのである（ただし、獄死した者が2名いたことは注意すべきである）。第一次事件以来、有罪判決の比率がもっとも低い事件になったのである。

（5）第五次事件

間島共産党事件と呼ばれるものの中で最大の事件がこの第五次事件であるが、それだけでなく検挙者が中国共産党に加入していたことを容疑とされた点で他の事件と異なるものであった。また当局による司法処理の過程で、多数の死亡者が出るなど異常な事態が生じた。さらに大量の死刑判決が下された点でも、治安維持法関連事件として際立った特徴をもつ事件であった。

五三〇事件以降、間島などの朝鮮人共産主義者は中国共産党に加入するとともに、日本・中国の諸機関や「親日派」朝鮮人などへの襲撃を繰り返した。これによって、中国側の軍警当局や日本の領事館警察に検挙される者が続出した。間島総領事館が検挙した者だけでも1,000名を越えるといわれる。

朝鮮への移送は、1930年12月下旬に40名が西大門刑務所に収監されたのを皮切りに順次行なわれたが（朝1930年12月27日）、被疑者が多数に上ったことから移送の過程で間島側と朝鮮側の間で意見の対立が深まった。

被疑者移送に関しては、領事館・外務省と総督府との間で協議がなされていたが、総督府側は移送者の数をなるべく少なくしたいと考えていた。12月2日外務大臣が総督に送った電報には、次のように記されている。

「今次間島ニ於テ検挙セル共匪ノ收容方ニ関シ往電第五六七号ノ通岡田総領事ニ電報シ置キタルニ付テハ貴方ニ於テモ種々御不便ノ儀之アルヘシト存スルモ此ノ際事情御諒察ノ上右曲ケテ御承知願ヒ度シ」⁴²⁾

これに対して、翌3日付で総督府法務局長が岡田総領事に送った電報では、総督府の立場を

次のように述べている。

「目下朝鮮ニ於ケル刑務所ノ収容力ハ殆ト其ノ余力ナク且又検事局及裁判所ノ職員ノ負担非常ニ過重ナルノ際多数ノ犯罪人ノ検挙及予審公判ノ審理ヲ行フコトハ朝鮮ニ於ケル各種事件ノ取扱上支障甚大ナルモノアルヲ以テ此ノ点ニ付テハ此ノ際相当御考慮ノ上多数ノ犯罪人ニ付テハ警察処分ニ附シ当方ヘノ移送ハ厳選ノ上ナルヘク少数ニ限ラレ度シ又裁判管轄指定ノ関係上不取敢一件記録送置相成度身柄ハ刑務所収監ノ都合上当府ヨリ通知アル迄移送差控ヘラレタシ」⁴³⁾

総督府側は、刑務所の収容能力や検察・裁判所の処理能力を超える被疑者が移送されると、朝鮮内の事件処理に支障が生じるので、間島の領事館が検挙した者はなるべく「警察処分」にし、移送は「厳選ノ上ナルヘク少数ニ限」るよう総領事館に求めたのである。これについて総領事館は4日、外務省に次のように要請している

「其ノ後取調ヲ為シ証拠充分ト認メラルルモノ約八十名中第一回移送四十名ノ予定ニテ総督府ニ対シ其ノ手配致シ置キタル処十二月三日附同府法務局長ヨリ別電第二五二号〔上の電報内容〕ノ通電報アリ右ハ目下当方ノ収容看守上甚シク不便ヲ感シ折角御訓達ノ趣旨ニモ副ハサルノミナラス法律第五十一号第二条ノ精神ニモ悖リ今後続々検挙ノ計画実行上ニモ支障ヲ来ス次第ニ付至急身柄ト共ニ移送ヲ引受クル様同府ニ対シ御交渉相成様致シタシ」⁴⁴⁾

総領事館は、さらに翌1931年1月27日、外務省に対して、領事館の監房と地下監房に多くの被疑者を収容しているが、「同一系統ノ共犯連累者」であるため互いに通房して話を交わすこととなり「取調上支障鮮カラサルノミナラス彼等ノ大半ハ殺人強盗放火等ノ重大犯人ニシテ中ニハ死刑ハ免カレサルモノト覚悟シ破獄逃走ヲ企テ其ノ機ヲ窺ヒツツアル」ため、看守を増員して厳重警戒しているが、このままではいつ「不祥事」が起きるかわからない。朝鮮当局は記録査閲後身柄移送を決定しており、そのため「無用ノ日数ヲ要シ」ている。「速ニ朝鮮側ヲシテ当館取調終了次第追送トシテ迅速円滑ニ移送シ得ル様重ネテ朝鮮側ニ御交渉相成度シ」。また、当館刑務所の改築工事を解氷期より至急着手されたい、と強く要望した⁴⁵⁾。

外務省は、総督府に交渉するだけでなく、拓務省にも文書を送り、2月2日拓務大臣に「朝鮮刑務所モ充満ノ折柄各般ノ事情存在スルコトトハ存スルモ間島地方ニ於ケル検挙ノ手一日モ緩メ難キ緊急ノ状態ニ顧ミ此際曲ケテ同総領事稟申ノ通り迅速ニ犯人ヲ移送シ得ル様朝鮮総督ヘ可然御達示相煩ハシ度」と要請した⁴⁶⁾。

領事館・外務省と総督府との間にこのようなやりとりがなされたが、1930年末から翌年前半にかけて第五次事件被疑者の移送は進み、最終的には501名になったという（朝1933年9月25日）。起訴は、1931年9月28日までに20回にわたって行なわれた（東1931年9月29日）。例えば、李東鮮ら29名に対する検事取調べは、1931年3月7日に終わり、24名を起訴、5名を不起訴とする決定が下された（毎1931年3月9日）。

総数501名のうち、検事局で起訴されたのは430名で、98名は不起訴となった。さらに予審中に16名が病気で死んだという。予審では274名が有罪として公判に付され、138名は免訴となった⁴⁷⁾。公判に回付された後も、10名が死亡したため、1933年9月25日に始まった公判で被告となったのは李東鮮ら264名であった（毎1933年9月26日）。12月20日に判決公判が開かれた時には被告の数は261名となっていた。判決は、16名に無罪、152名に1年から5年までの懲役刑、83名に6年から15年の懲役刑、5名に無期、22名に死刑というものであった（東1933年12月21日、毎1933年12月21日）。

以上のように、移送者のほぼ半数が判決までに釈放されるか、死亡していたことになる。有罪判決を受けた者は、表では合計250名とされる。移送者の半数に満たなかったことになる。これは、後述するように、共産党ではなく農民協会への加入だけでは治安維持法違反とすることはできないという朝鮮の司法当局の判断による点が大きかったと思われる。

4 治安維持法適用問題

第五次事件の司法処理過程では、中国共産党員に治安維持法を適用できるかどうか大きな問題となった。間島の領事館は中共党員となった朝鮮人にも治安維持法を適用することを前提に被疑者を朝鮮に移送したが、総督府司法当局の側では必ずしもそれに同意していたわけではなく、適用できないとする意見も強かったのである。

総領事館側はこの問題について、第五次事件被疑者を朝鮮に移送する前から気づいていた。先に引用した1930年12月4日付外務大臣あて岡田総領事の電報には、次のように記されている。

「聞ク処ニ依レハ朝鮮検事局ノ一部ニハ当地ノ共産党ハ中国共産党ノ傘下ニ加盟シタル以上之ヲ帝国ノ治安維持法ニ依リ処断スルノ能否ニ関シ同府ノ解釈一致シ居ラサル様ニテ今回当方検挙ノ犯人モ或ハ右様ノ理由ニ依リ不起訴処分ニ附セラルルヤヲ危フマルル処ステハ将来当地方ニ於ケル共匪ノ取締上極メテ重大ナル関係ヲ生スヘキニ付旁此ノ点モ御含ノ上同府側ニ篤ト申入レ相成様致シタシ尚場合ニ依リテハ当館東領事ニ司法警察官一名ヲ附シ打合ノ為京城ニ出張セシムル要アルヤニ思考セラルルニ付予メ御含ミ置キヲ請フ」⁴⁸⁾

間島の領事館側は、朝鮮の検事局が中共党員を治安維持法で処罰できるかどうかについて一致した解釈を持っていないことを察知し、そのために不起訴処分になる者が多くなれば間島での取締りに重大な支障が出ることを危惧したのである。その点を総督府に申し入れる必要があり、場合によっては領事館から担当者を京城に派遣することも考えているとしている。

この問題が領事館、外務省、総督府の間でどのように協議されたかを示す文書は見当たらないため、その後の経過は不明である。しかし、治安維持法適用の可否問題が存在していたことは、当局者間だけではなく一般にも知られていた。

『朝鮮日報』1930年12月27日は、「逮捕された間島共党/治安維持法適用が問題/中国共産党の目的遂行だけで/取調前途に一波瀾?」と題する記事を掲載して、「某消息通」の話として、「これら暴動をした共産党員は大概朝鮮人で、中国人共産党と合流して共同暴動を起こした者で、その目的と範囲においては日本の政治上変革を目的にしたものではないので、日本の現行法律やあるいは治安維持法が適用される犯行ではないといい、すでに検挙された300名余りの被疑者取り調べの前途に大きな波紋を引き起こすことになったという」と伝えている。

次いで1931年2月に李東鮮らが起訴された時、『東亜日報』は「間島中共党適用法の疑点/治安維持法適用/法律学上解釈如何」と題する4回の連載記事(2月9日、10日、13日、14日)を掲げた。

この記事によれば、被疑者らは中国共産党に加入して活動したことは認めているが、朝鮮共産党加入は否認しているとしながら、担当の森浦検事は「共産革命は世界革命を語るものなので、たとえ一国家で施行される法律であってもこれに対しては広義的に処罰することができる。しかし国内と国外という区別があるとすれば、刑の加減に多少斟酌すべき点はあると思う」として治安維持法違反で起訴した、と伝えている。

記事はこの問題を法的に検討するとして、いくつかの論点をあげている。まず中国在住の朝鮮人がこの法律の対象になるかどうかに関しては、日本が領事裁判権をもつ中国に住む日本国籍者は対象を免れることはできないとした上で、彼らの行為が本法に規定された罪に該当するかどうかの問題だとする。治安維持法が国体変革や私有財産制度否認を目的とする結社を取り締まるとしているのは、あくまで日本の国体、私有財産制度に限定されるものであって、外国のそれらを守ることに同法の目的があるわけではない。共産党の運動が国際性を帯びたものであるとはいえ、それを取り締まる法律は国家統治権の範囲を越えるものではなく、他国の統治権を侵害するものになってはならない。「中国の国体または政体を変革し、その私有財産制度を否認することを目的として組織された中国共産党は、中国自体の法律によって規律すべきものであって、どうして他国の容喙が許されるであろうか。」「共産運動は世界革命を目的としており、したがって日本にまでその影響が及ぶから日本の治安維持法を適用しなければならないというのは、法律の本領を無視した詭弁にすぎない」。連載記事はこのように述べて、第五次

間島共産党に治安維持法を適用して起訴した検察当局を批判した。

このような批判・疑問に対して、総督府の司法当局がどのような見解を持っていたかは、3年近く後の第五次事件の判決文でようやく示されることになった。1933年12月20日京城地方法院（刑事第二部、裁判長山下秀樹）が下した判決では、被告らの中国共産党加入の点を治安維持法違反と断定し、その論拠を中共の行動綱領に求めている。判決文は、中共の結成・活動経過をごく簡単に述べた上、次のように説明している。

「昭和五年五月ニ至リ中国共産党ハ其ノ行動綱領ノ一ニ東方各植民地ノ共産革命運動援助ナル一項目ヲ挿入シ以テ中国ノミナラズ朝鮮ヲシテ帝国ノ羈絆ヨリ離脱セシメ且之ニ共産制度ヲ実現スルコトヲモ目的トナスニ至リ」⁴⁹⁾

このように中国共産党が朝鮮の独立を目的とする結社であり、したがって朝鮮を「帝国ノ羈絆ヨリ離脱」せしめることを目的とする結社であるとして、治安維持法に違反するものと断定したのである。判決文では、被告らが「満洲省委員会ハ中国共産党本部ノ承認ヲ得テ朝鮮ノ共産革命援助ナル目的ヲ発表（日時ノ点ハ措信セズ）シタルガ其ノ後ニ於テハ間島地方ニ於ケル共産主義運動ノ目標ハ朝鮮ノ共産革命援助ニ向ヒ来タル旨」、あるいは「中国共産党ノ目的ニ朝鮮ノ独立ガ含まレテ居レバコソ之ニ加入シタル旨」の供述をしたことをあげて、治安維持法適用の根拠を補強している⁵⁰⁾が、前者の供述は日時不明の事柄にもとづくものであり、後者の場合は個人的な動機を説明しているに過ぎず、結社を対象とする治安維持法の趣旨に沿うものとは言い難い。結局、判決が根拠にしたのは、中共の行動綱領に「東方各植民地ノ共産革命運動援助」が掲げられていることだけであった。

このような解釈はどのような経過で生み出されたのであろうか。

後述する間島総領事館の庄子司法担当領事の報告には、京城地方法院関係者（思想係裁判長、思想係予審判事、検事正、次席検事、思想係検事）との打合せ内容が記されているが、その中で思想係予審判事脇鐵一が次のように語っていることが注目される。

「中国共産党ニ加入シタルニヨリ治安維持法ニ違反ストシテ起訴セラレタル者ハ内地ニ於テハ免訴ノ決定ヲ与ヘタルモノアレトモ当予審ニ於テ右ハ治安維持法ニ該当ストノ証拠ヲ発見シタリ即中国共産党新綱領第七号ニ殖民地開放運動援助ノ規定アルヲ発見シタルニ付此部分ハ多分公判ニ付セラレル可ク」⁵¹⁾

脇がこのように語ったのは1932年10月のことであるが、朝鮮の司法当局が中共の綱領に「殖民地開放運動援助ノ規定」を「発見」したのがいつのことかは明確でない。脇が担当した

第五次事件の予審は、1932年12月28日に終結したが、その決定書では、「中国共産党ハ昭和五年春行動綱領十綱ヲ定メ其ノ一項目トシテ植民地解放運動援助ナル目的ヲ挿入シ以テ中国ノミナラス朝鮮ヲシテ帝国ノ羈絆ヨリ離脱セシメ且之ニ共産制度ヲ実現スル事ヲモ党ノ目的トナスニ至リ」として、治安維持法第1条の「国体変革」条項を中国共産党に適用する理由が明記されている⁵²⁾。予審終結決定書のこの文言がほぼそのまま判決でも繰り返されていることはいうまでもないが、その文言が予審終結決定書で初めて現われたのか、あるいは起訴段階で現われたのかは、いまのところ確認できない。先に引用した『東亜日報』の連載記事で、起訴を担当した森浦検事が中共の行動綱領に言及していないことを考えると、脇が「当予審ニ於テ」と述べているように、中共の行動綱領を持ち出して治安維持法第1条違反に結びつける理屈は脇が担当した予審段階で考え出されたものと推測できる。

そのように考えられるとすれば、1931年1月の最初の起訴から翌年12月の予審終結までの2年近くの間、朝鮮の司法当局は治安維持法適用の可否について最終結論を得ていなかったことになる。そのような状態は、間島の領事館にとってきわめて不快なものであった。被疑者の移送前に間島の領事館が危惧していたように、治安維持法違反で処罰できないとなると、「共匪ノ取締上極メテ重大ナル関係ヲ生ス」る問題だったからである。

中共党员への治安維持法適用問題については、領事館と総督府で最終的に解釈が一致することになったが、実はもう1つ別の問題も存在していた。被疑者らが中国共産党ではなく農民協会だけに参加している場合に治安維持法を適用できるかどうかという問題である。

これについては、総領事館の庄子領事報告に記されている京城地方法院検事正水野重功、清津地方法院部長（刑事部長判事と思われる）の言明を引用しておこう。

水野検事正「予審係ニ於テ農民協会ニ加入シタルノミナル被告ヲ免訴スヘキ趣ナレハスル事件ハ検事局ニ於テモ不起訴ト為シタリ元來間島事件ハ証拠十分ナラス放火事件ニ検証ナク死体ニ鑑定ナク又他ノ傍証ナシ警察署ニ於ケル自白ノミニテハ公訴ヲ維持スルニ足ラス譬令傍証アリトスルモ拷問ノ形跡アルモノニハ有罪ノ判決ヲ期待シ得サルヲ以テ起訴セス将来此点ニ注意セラレンコトヲ望ム、司法領事カ事件ノ証拠蒐集ニ干与センコトヲ希望ス。」

清津地方法院部長「農民協会ニ加入シタル者ノ如キハ共産党ノ正党员ニモ非ス又候補党员ニモ非ス抹消〔末梢〕ノ徒輩ニシテ他ニ罪科ニ触レサル以上処罰ス可キ必要アリヤハ疑問ナルカ中国共産党员ノ責任者ニシテ直接行動ニ出ツルモノノ如キハ嚴罰ニ値ス可シ。」⁵³⁾

朝鮮の司法当局者の目には、間島の領事館は農民協会に加入しただけの「末梢ノ徒輩」をも検挙し、しかも証拠を十分に蒐集することなく「拷問」による自白だけで治安維持法違反事件

として大量の被疑者を移送してくると映っていたのである。朝鮮の司法当局が第五次事件被疑者の多くを不起訴・免訴にしたのは、移送前に朝鮮側が「移送ハ厳選ノ上ナルヘク少数ニ限ラレ度シ」と要望していたにもかかわらず、農民協会加入だけの容疑で多数の被疑者が送られてきたことに対する反発があったといえよう。

第五次事件における大量の被疑者移送、治安維持法適用をめぐる見解の違い、有罪判決の比率の低さなどから、間島の領事館と朝鮮の司法当局との間には、意見の食い違いにとどまらず、相当に深刻な対立が生じることになったと考えられる。それを調整するために両者の協議がなされたのは、1932年の秋になってからのことである。

5 司法共助システムの変更

(1) 間島総領事館の方針転換

1932年秋に間島総領事館の司法担当領事庄子勇が京城・清津に赴き、間島からの被疑者移送問題に関して朝鮮総督府の司法当局者と協議をすることになった。庄子は総領事1名、領事2名、副領事1名と多数の警察官・書記生らで構成される間島総領事館において、総領事に次ぐ地位にあった司法担当領事である⁵⁴⁾。

庄子の出張以前に間島の領事館側がどのような認識を抱いていたかを見ておこう。

前述のように、第五次事件被疑者移送がなされる1930年12月の段階で間島の領事館は、朝鮮の司法当局が被疑者の相当数を不起訴処分にする事になれば、「将来当地方ニ於ケル共匪ノ取締上極メテ重大ナル関係ヲ生ス」る恐れがあることを外務省に伝えていた。第三次事件以降の処理状況に鑑みると、領事館側の危惧は現実のものとなっていたといえる。間島側は朝鮮の司法当局に対して強い不満と不信を抱いていたのである。

1932年5月11日、在間島総領事岡田兼一は外務大臣芳澤謙吉あてに「司法事務共助並ニ人員増加方稟申ノ件」を送った⁵⁵⁾。岡田は、1927年から32年3月までに「朝鮮共産黨員三百二十七名中国共産黨員三百九十九名合計七百二十五名」を京城地方法院検事局に移送したとした上で、次のように述べている。

「当館司法警察官カ苦心ノ末検挙移送シタル被告人等カ京城ニ於テ証拠調困難ノ為メ証拠不十分トシテ不起訴処分ニ付セラレ（移送事件七百二十五名中予審免訴人員十九名不起訴人員百九十三名ニ上ル）意気阻喪スルカ如キ奇現象ヲ呈スル次第ナルニ付之ヲ本然ノ状態ニ引戻スコトハ洵ニ当然ナリト思料セラル」

間島側は、このように不起訴者が多くなると、領事館警察の「意気阻喪」をもたらすことに

なるとし、不起訴者が多いのは、関東庁・台湾総督府の司法当局者がそれぞれ付属地や「南支」地方に証拠調べのために出張するに反し、朝鮮総督府の当局者は間島に出張せず、書類だけで処分を決めているからだ、という認識を示している。岡田は、事件処理を「本然ノ状態ニ引戻ス」べきだとしているが、「本然ノ状態」とは「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律第二条ニ基ク外務大臣ト朝鮮総督府トノ間ニ成立シタル協定」以前のことを指している。岡田が言及している外務大臣と朝鮮総督府と間の「協定」は、共産党事件被疑者に関しては、法律第51号第2条にもとづいて被疑者を間島から朝鮮に送ること、移送先の監獄・法院は朝鮮側が決めることなどを内容とするものだったと思われるが、この協定がいつ結ばれたものであるかは不明である。

岡田は、「本来ナラハ前示大臣及総督府間ノ協定ノ効力ヲ将来ニ消滅セシムル様取扱方ヲ稟申シ以テ共産党事件全部ヲ当館ニ引戻スヘキ筋合ナルカ如ク」と述べながら、現実にはそれが難しいので、次のようにするのがよいと提案している。

「今後起訴セラルヘキ被告人ノ全部又ハ其大部分ヲ事実上当館司法領事ヲシテ取扱ハシメ度所存ナリ而テ共助ノ具体的方法トシテハ当館司法領事カ予審請求ヲ受ケ有罪ノ嫌疑アルトキハ他ノ予審事件ノ如ク前示間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律第一条明治四十四年総督府令第四十七号ニヨリ清津地方法院ノ公判ニ付スルコトニ致スカ或ハ京城地方法院予審判事ヨリ囑託ヲ受ケ当地ニ現在スル被告人ノ訊問ヲナスコトニ致度此趣旨ニ於テ総督府法務局ニ交渉致シ度シ」

つまり、間島総領事館で予審まで行ない、公判に付す場合は法律第51号第1条にもとづいて清津地方法院に送るか、京城地方法院で予審をする場合は間島の領事が囑託として被告人の訊問をするか、どちらかの方策をとるべきだとしているのである。

外務省では岡田の提案を検討したようである。1932年6月4日付「司法事務共助並人員増加方ノ件ニ対スル私見」という文書が残っている⁵⁶⁾。それによれば、共産党事件被疑者を京城地方法院の管轄を移したのは、「同法院検事局ニ思想専門ノ検事配属セラレアルコト、収容力ニ於テ西大門刑務所カ朝鮮一タルコト等」によるものであった。また、「対支関係」と「鮮人ニ及ホス影響」を考慮したものであったが、これらは「今日ニ在リテハ其ノ理由消滅シタルモノ」と見ることができるとしている。つまり、満洲国の成立によって対中関係は考慮しなくてよくなるとともに、在満朝鮮人の動きも抑えられる見通しとなったと判断していたのである。この文書は、間島の領事館の監房が増築されたので被疑者の収容能力はほぼ問題なくなったとしたうえで、清津地方法院検事局に取り調べの能力があるかどうかを確認できれば、地理的關係、証拠蒐集・打合せの都合から考えると清津に送るのがよい、としている。

この検討文書を受けて、7月13日、外務省は総領事館に、「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律第二条ニ依ル移送ノ必要シモ存セサルニ付貴官ニ於テ適当ナリト認メラル、ニ於テハ今後共産党事件ニ付テモ一般重罪事件ト同様貴館ニ於テ予審ヲ為スコト差支無シ」としたうえで、朝鮮側の意向や都合もあるので、総領事館の庄司領事を京城に出張させ、移送手続変更に関して「腹藏ナキ意見交換」をさせたいと決定するよう指示した⁵⁷⁾。

外務大臣の指示から3ヵ月後の10月、庄子領事が京城に派遣された。庄子は、同月21日から開かれる朝鮮裁判所及検事局監督官会議に参加するとともに、総督府法務局長、京城地方法院関係者、清津地方法院部長、清津刑務所長などと協議・打合せを行なった。五三〇事件関係者の検察取調べがほぼ終了し、予審の開始が予想されていた時点でのことである⁵⁸⁾。

庄子は間島に戻った後、協議の内容について詳細な報告書を作成した⁵⁹⁾。それによれば、庄子と総督府司法当局者との打合せ・協議は次のようなものであった。

法務局長との協議で、庄子は、(1)「当館検事々務取扱ヨリ京城地方法院検事局ニ移送セシ治安維持法違反被告事件ト共犯ノ関係ナキモノハ当館検事々務取扱ニ於テ司法領事ニ公判又ハ予審ノ請求ヲ為シ得可ク又之ヲ本則トス」こと、(2)被疑者が多数に上り領事館や清津刑務所の能力を超える場合は明治44年法律第51号第2条により総督府に移送することの2点を提案した。

(1)について庄子は、すでに京城に送られている被告と直接の意思連絡がない被疑者は移送しないことになっており、移送したとしても「現在ノ如ク凡テ不起訴処分ニ付セラルル状態ニ鑑ミレハ当館検事々務取扱又ハ京城地方法院検事局ノ制度及取扱振ヲ改メサル限り効果ヲ期待シ難ク間島第一線ニ於ケル司法警察官吏ノ労カヲ水泡ニ帰セシムルニ至ルヘキコト甚タ明白ナレハ此打合事項第一ニヨリ当司法領事ニ対シ公判（治安維持法第一条第二項）又ハ予審（同条第一項）ノ請求ヲ為シ窮極ニ道ヲ求メントスルモノナリ」と説明している。

(2)は、事件処理に「伸縮性ヲ附与シタルモノ」としている。ただし、清津地方法院合議部は「其構成力強カラス」、検事局も手不足で会寧支庁の検事の応援を得ている実情であること、「清津刑務所ハ収容定員二百五十名ナルニ現在約五百六十名ヲ収容シ居ル処尚不足ヲ感スルニ付作業場ヲ改築シ又ハ新築スルヲ待ツテ思想犯人ヲ収容スル状態」であるので、当館司法領事による予審事件を清津地方法院に移送することのできない場合は、総督府に移送すると庄子は説明している。

庄子の提案に対して法務局長がどのように答えたかは明らかでないが、原則的に間島側の提案を受け入れたようである。

ついで庄子は、京城地方法院の山下思想係裁判長、脇思想係予審判事、水野検事正、次席検事、思想係佐々木検事と打ち合わせをした。打ち合わせの中では、中国共産党や農民協会に加入した朝鮮人に治安維持法をどのように適用するかに関する議論が交わされた。山下判事、脇

判事、水野検事正らは間島から送ってくる証拠や調書が不十分であり、犯罪事実を立証できないこと、被告の身体に拷問の跡が残っており、公判に付することができないばかりか朝鮮人傍聴者に重大な影響を与えかねないこと、中国共産党に加入した朝鮮人への治安維持法適用は党綱領に「殖民地開放運動援助」が掲げられているので可能だが、農民協会はその性質が明らかでないため同法に該当すると解釈できないことが不起訴処分の多い理由であることなどを説明した。これに対して、庄子は、「此等移送事件ノ被告検挙ニ際シテハ司法警察吏カ生死ヲ賭スル場合アルコト不起訴及免訴ニヨル影響大ナルコトニ鑑ミ免訴ノ結果ヲ免レシムル為極力証拠調ノ共助ヲ為ス可キコト」を申し出た⁶⁰⁾。

さらに庄子は清津で地方法院部長、刑務所長と打ち合せをした。法院部長は、農民協会員の処分については、脇判事らと同様に「抹消〔末梢〕ノ徒輩ニシテ他ニ罪科ニ触レサル以上処罰ス可キ必要アリヤハ疑問」であると述べた。刑務所長は、清津刑務所の収容能力は限界を超えているため、監房増築を図っているが、事前に準備するために間島からの移送予想人員を通知してもらいたいと要請した。これに対し、庄子は送致予定数を3ヵ月ずつくらいに通知すると回答した。

以上のような朝鮮側との協議・打ち合わせを踏まえて、庄子は間島側がとるべき今後の方針を提言している。

その1つは、被疑者を「仮出獄」処分にするというものであった。朝鮮人の中共黨員は「我国体ノ変革ヲ間接ニ企図スルモノ」と認めるしかない（つまり「国体変革」を目的とする結社を処罰する治安維持法第一条第一項を適用することは難しい）が、「朝鮮ノ経済的解放」を目指している点に着目するなら治安維持法第1条第2項（私有財産制度の否認）で処罰することができるとした上で、そのような解釈をとって第2項で比較的軽い刑を宣告することにしたなら、領事館監房の収容力を考慮して「内地及朝鮮ニ於テ勵行セラルル仮出獄ノ制ヲ活用シ此条件ニ合スルモノハ猶予ナク仮出獄ヲ為サシムルコトハ洵ニ必要ナリ」というのが、庄子の考えであった。外務大臣の許可を得ることができれば、この方針をとるとしているが、その後これに関してどのような決定がなされたかは明らかでない。

庄子が朝鮮人の中共黨員に治安維持法第1条第2項を適用するのがよいとしているのは、朝鮮に出張した際に朝鮮側司法当局者から同法第1条第1項適用の理屈を聞いたにもかかわらず、朝鮮側が本当にそのような論理で同法を解釈するかどうか疑っていたからかもしれない。朝鮮側が不起訴処分などにすることをあれほど批判していたにもかかわらず、検挙者を仮出獄という形で釈放する（裁判では有罪判決を下したうえでではあれ）方策を間島総領事館の司法担当領事が考え出したのは、きわめて不可解なことといわねばならない。庄司は総督府の司法関係者が「間島事件ハ他人ノ事件ナリ」という観念を持っていると書いているが、それほど朝鮮の司法当局への不信が深く、事件をなるべく間島で処理せねばならないと考えていたからこそ、「仮

出獄」という方策をとるべきだと考えたのであろう。

庄子はさらに、監房の収容力などの現状が改善されないとするなら、今後とるべき方針としていくつかの案を示している。検察事務を担当する領事を増員すること、奉天または新京の領事館に事件を移送すること、関東庁に移送することなどの案をあげながら、庄子が「最モ時宜ニ適スル」案として示したのは、「満洲国ノ裁判及監獄制度ヲ整備セシメ治外法権ヲ撤廃シテ該事件ハ満洲国ヲシテ取扱ハシムル」というものであった。つまり、間島における朝鮮人共産党員の事件を満洲国の裁判所が管轄するという案である。治外法権の撤廃は「軽々ニ之ヲ処理スルコトヲ得サルヘキモ満洲国ノ成立及其ノ来ル可キ当然ノ事態ヲ予想シ進シテ之ニ助力スルハ我国ノ対満洲国関係ニ於テ政治上ノ妙味無キニ非スト思考セラル」と庄子はとらえていた。

間島共産党事件の処理をめぐる朝鮮側に対する強い不信感を抱いた間島の領事館側が満洲国における治外法権撤廃を主張するに至ったのは、アイロニカルなことといわねばならない。治外法権を撤廃したなら、領事館警察も存続の根拠を失ってしまうからである。

（２） 司法共助システムの変更

間島の領事館側は朝鮮総督府との司法共助システムを変更する方針を打ち出したが、満洲国治外法権の撤廃はすぐには実現しなかったため、しばらくの間、間島の領事館による朝鮮人共産党員の司法処理に関しては、庄子が朝鮮出張時に朝鮮側に伝えた方策が実行に移されることになった。1932年12月、総領事は外務大臣に対して、庄子が朝鮮側司法当局者と打合せをした事項を実行してよいかどうか伺いを出したが、外務省から返答がなかったため、翌1933年8月にも再度回答を求める電報を送った⁶¹⁾。8月19日付け外務大臣の回答は、打合せ事項については異存ないが、総領事館が警察官増員などを要求しても予算上困難なので、この点留意せられたい、というものであった⁶²⁾。

外務省の同意を得た総領事館は、同月30日、総督府法務局長あてに電報を送り、今後の事件処理方策を次のように伝えた。

「一、在間島総領事館検事事務取扱ヨリ京城地方法院検事局ニ移送セシ治安維持法違反被告事件ト共犯ノ関係ナキモノハ当館検事事務取扱ヨリ司法領事ニ公判又ハ予審ノ請求ヲ為シ得可ク又之ヲ本則トス

二、将来総領事館検事事務取扱ヨリ司法領事ニ対シ請求スル公判及予審事件ノ件数多ク之カ為メ司法領事ノ事務ノ都合又ハ総領事館ノ収容所ノ収容力ノ関係上取扱ヲ困難トスル場合若クハ司法領事ノ為ス予審事件ノ件数多キ為メ清津地方法院ノ事務ノ都合又ハ清津刑務所ノ収容力ノ関係上取扱ヲ困難トスル場合ニハ司法領事ト清津地方法院及検事局ト協議ノ上明治四十四年法律第五十一号第二条ニ基キ総領事館ヨリ朝鮮総督府ニ移送スルコト」⁶³⁾

この方針を決定する前から総領事館側は事件を朝鮮に送らず、自ら予審を行なった後、清津地方法院に移送する処理をしていた。1934年2月7日の在間島総領事永井清より在満洲国特命全権大使菱刈隆あて機密第76号「間島地方ニ於ケル朝鮮人ノ訴訟事件処理方ニ関スル件」⁶⁴⁾によれば、1932年に領事館が予審を行なった事件は6件、33年は2件、合計8件48名であり、これらは「従来当館検事事務取扱ヨリ明治四十四年法律第五十一号第二、三条ニ基キ直接京城地方法院検事局ニ移送シタリシ共産党被告事件ナルモ此種犯罪ニ対スル京城地方法院及同検事局従来ノ取扱振ニ鑑ミ之カ移送ヲ中止シ他ノ罪名ニヨリテ当館ニ対シ予審請求ヲナシ仍テ当館ノ予審事件トナリタルモノ」であった。

1932年から満洲国治外法権が撤廃される1937年までの期間、間島で検挙された朝鮮人共産党員は、清津地方法院に移送されたことが新聞記事からも確認できる。例えば、1933年7月には「間島暴動事件被告22名」の公判が清津地方法院で開かれる予定であることが報じられている（東1933年7月1日）。このほか、「間島共産党員」趙鳳翼の事件（東1935年11月15日）、崔成勲ら13名の「中国共産党間島農民協会事件」（東1935年6月16日）、金明均ら3名にかかる事件（東1936年7月27日）などが清津地方法院の公判にかけられている。

こうして、1932、33年以降、共産党事件関係被疑者を京城に移送して検事局・裁判所で処理をすることはなくなった。そのような司法処理がなされたのは、5次にわたる間島共産党事件にほぼ限られていたといえる。

その後の事件は、間島を含む満洲国、および間島と接する清津の裁判所で処理されることになったが、実はもう1つ異なる処理方法が実行されていたことを見落としてはならない。それは、共産党員を検挙時に殺害してしまうというものであった。間島の領事館が作成した資料によると、1932年に間島で検挙した「共匪」2485名に対する処分は、訴追198名、「放還」2286名、朝鮮側引き渡し1名とされているが、「放還中ニハ検挙ノ際武器ヲ使用シ頑強ニ抵抗シタル為已ムヲ得ズ射殺シタル者」509名が含まれていた⁶⁵⁾。翌1933年の場合も、検挙者1226名のうち訴追12名、「放逐及其他」1193名、朝鮮警察引継4名、朝鮮側引き渡し2名、軍隊側引渡12名であり、「放逐及其他」には上記と同様の理由で「射殺」された者509名が含まれていた。残りの者については「残余ノ大部ハ帰順手續ニ依リ帰順ヲ許容シタルモノ」とされている点が注目される⁶⁶⁾。1934年になると、検挙者1479名で、訴追35名、「放逐及其他」1274名、軍隊引渡156名などとなり、「放逐及其他」のうち「射殺」された者12名に減っている⁶⁷⁾。

以上の数字を信じるなら、1932年以降、間島の領事館は朝鮮人共産党員を検挙した場合、一部は取り調べをして予審にかけたが、多くの場合はその場で射殺するか、あるいは「帰順」させるかというやり方をとったことになる。1934年になると「射殺」は減るが、代わりに軍隊への引渡しが増えており、軍隊内で「処分」されたことが推測される。

このような「処分」方法は、1930年秋以降、間島の中国共産党組織が武装闘争路線をとり、

パルチザン部隊の形成に力を注いでいたという事情とも関連しているが、朝鮮側司法当局の協力を望まない間島の領事館警察が日本の軍事力を背景として朝鮮人共産党員を司法手続きなしに抹殺してしまう方策をとったことを示していると考えてよい⁶⁸⁾。

おわりに

本稿では、間島における朝鮮人共産主義運動に対して在間島日本総領事館が行なった検挙と朝鮮への移送、それに対する朝鮮総督府側の対応を跡付けるとともに、両者の立場や認識にどのような違いがあったかを考察した。

日本の植民地支配に抵抗する朝鮮人の取り締まりという点で、領事館警察と朝鮮総督府当局は協力関係にあったことは間違いないが、両者の立場と認識はかならずしも一致していたわけではない。大量の検挙者を生んだ間島共産党事件においては、取調べや司法処理の手法、拘禁場所の確保などをめぐって両者の間には意見の食い違いが生じ、双方が相手側の措置に不満を抱くこととなった。このような意見の違いはさらに、中国共産党員への治安維持法適用の可否をめぐって、両者の間に相当深刻な対立を生み出した。この問題では結局、朝鮮側の司法当局が治安維持法を拡大解釈することによって決着が図られたが、領事館警察と朝鮮総督府との間の対立は、治安維持法を核とする植民地・日本勢力圏の治安体制が大きな矛盾を抱えるものであったことも示している。

満洲国成立後、在間島総領事館側は朝鮮総督府、外務省、拓務省などと協議を行ない、被疑者を直接京城に送るのではなく、間島において予審まで行なった後、間島に近い清津の法院に移送する方針を立てるとともに、満洲国内で事件処理を完結させる方策を模索した。朝鮮の検察や刑務所が間島から多数の被疑者が送られてくることに負担を感じていたことも確かであるが、満洲国成立後は、間島の側が朝鮮総督府に頼らずとも（警察力ではなく軍事力によって）治安の維持が可能と考え、被疑者を朝鮮に移送しなくなったと考えるべきであろう。そこでとられた1つの方策は、共産党員を検挙と同時に殺害するというやり方であった。

間島共産党事件は、外務省警察（領事館警察）と植民地統治機関（朝鮮総督府）との協力関係の上に成立していた日本帝国の治安体制がその機能を発揮した最大の事件と位置づけることができるが、仔細に検討すると両者間には対立と矛盾も存在していたことが理解できる。そのような対立・矛盾を解消するために、1930年代半ばには新たな司法共助システムが模索されることになるのである。

注

*外務省外交史料館所蔵『外務省警察史』（復刻版、不二出版、1996-2001年）は、「外警」と略記し、復刻版の巻数、頁数を記す。

- 1) 大賀好一『でも巡査物語』一通社、1979年、45-47頁。
- 2) 間島の領事館警察の機構や規模に関しては、「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（2）朝鮮統治における「在満朝鮮人」問題」『東洋文化研究』第3号、2001年、の解説（田中隆一執筆）・参考資料を参照されたい。
- 3) 在間島総領事岡田兼一は、1932年7月在中華民國公使重光葵あてに送った報告で、これら共産党事件は「実ニ間島ニ於ケル過去及現在ニ於ケル檢察事務ノ中枢ヲ為スモノニシテ将来モ亦同様ナルヘシ」と位置づけている。昭和7年7月21日重光公使あて在間島岡田総領事「在間島朝鮮人墾民ニ対スル裁判ノ現状報告ノ件」（外務省記録B-4-0-0-C/XI-13『支那治外法権撤廃問題一件 満洲並間島ニ関スル特殊関係』）。
- 4) この問題については、荻野富士夫『外務省警察史』校倉書房、2005年、563-564頁、で簡単に言及されている。
- 5) 外務省編『日本外交年表並主要文書1840~1945』上、原書房、1965年、325頁。
- 6) 外務省条約局法規課『外地法制誌』9、1971年（文生書院復刻版、1990年）、122頁。
- 7) 拙稿「国籍をめぐる東アジア関係」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年、214頁。
- 8) 『第二十六回帝国議会貴族院議事速記録』第九号、1910年3月7日。
- 9) 『第二十六回帝国議会衆議院 間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律案委員会会議録』第一回、1910年3月16日。
- 10) 『官報』1910年4月6日134頁。
- 11) 『官報』1911年3月30日727頁。
- 12) 『官報』1915年12月27日653頁、1925年3月28日671頁。
- 13) 『官報』1915年2月27日653頁。
- 14) 『朝鮮総督府官報』1911年4月12日77頁、同1923年6月25日228頁。
- 15) 外警、第20巻29頁。
- 16) 外警20巻、30-32頁。
- 17) 外警20巻、39-40頁。
- 18) 外警20巻、41頁。
- 19) 李昇燁「日帝の在留禁止制度と韓人独立運動弾圧」国家報勲処編『海外の韓国独立運動史料 34 満洲地域本邦人在留禁止関係雑件』2009年、55頁。
- 20) 外警22巻、220頁、外務大臣あて在間島鈴木総領事報告要旨「署長及分署長事務打合会議開催ニ関スル件」。なお、前掲『満洲地域本邦人在留禁止関係雑件』に収録されている在留禁止関係書類を参照のこと。
- 21) 『毎日申報』1921年12月17日掲載の予審終結決定書。以下、『毎日申報』は毎、『東亜日報』は東、『朝鮮日報』は朝、『京城日報』は京と略記し、本文中（ ）内に日付とともに記すこととする。
- 22) 大正11年11月22日内田外務大臣あて在琿春佐藤分館主任電報第156号（外務省記録4.1.2.4-7-1『帝国領事裁判権及裁判事故関係雑件（別冊）在満洲朝鮮人関係（別冊）間島』。D.1.2.0.1『鮮人犯罪被疑者ノ収容審理其他ヲ在間島総領事館ヨリ朝鮮総督府ニ移管関係雑件』にも収録）。

在間島日本領事館と朝鮮総督府（水野）

- 23) 1925年9月2日外務大臣あて在間島総領事鈴木要太郎報告「共產主義系統ノ不逞鮮人検挙ニ関スル報告（本館警察署長報告ニ拠ル）」（外務省記録4.3.2-1-18『不逞団関係雑件 朝鮮人ノ部在満洲ノ部』第41巻）。なお、電拳団事件が最初の治安維持法適用事件であることは、荻野前掲書486頁ですでに指摘されている。ただし、荻野書487頁は「CK団（高麗共産党青年会?）」と書いているが、CKは電拳の朝鮮語音チョンクォンのアルファベット頭文字と解すべきである。
- 24) 外警23巻151頁。
- 25) 『中外日報』1927年8月13日。
- 26) 昭和2年10月12日田中外務大臣あて鈴木総領事第93号（外務省記録D.1.2.0.1『鮮人犯罪被疑者ノ収容審理其他ヲ在間島総領事館ヨリ朝鮮総督府ニ移管関係雑件』）。以下、この外務省記録ファイルは『移管関係雑件』と記す。
- 27) 昭和2年10月13日朝鮮総督あて外務大臣暗第30号、同日在間島鈴木総領事あて外務大臣暗第97号、10月15日外務大臣あて朝鮮総督電報、10月21日田中外務大臣あて鈴木総領事第99号（『移管関係雑件』）。
- 28) 昭和3年9月19日鈴木総領事発田中外務大臣あて電報第102号（『移管関係雑件』）。
- 29) 昭和3年9月22日山梨朝鮮総督あて田中外務大臣暗第38号（『移管関係雑件』）。
- 30) 昭和3年9月24日田中外務大臣あて朝鮮総督電報（『移管関係雑件』）。
- 31) 昭和3年11月8日田中外務大臣あて鈴木総領事電報（『移管関係雑件』）。
- 32) 昭和5年5月17日幣原外務大臣あて岡田総領事第56号（『移管関係雑件』）。
- 33) 昭和5年5月20日児玉朝鮮総督府政務総監あて吉田次官暗第15号（『移管関係雑件』）。
- 34) 昭和5年5月23日幣原外務大臣あて朝鮮総督電報（『移管関係雑件』）。
- 35) 昭和5年5月24日齋藤朝鮮総督あて幣原外務大臣暗第16号（『移管関係雑件』）。
- 36) 昭和5年8月8日幣原外務大臣あて瀧山総領事代理第117号（『移管関係雑件』）。
- 37) 昭和5年8月13日齋藤朝鮮総督あて幣原外務大臣暗第19号（『移管関係雑件』）。
- 38) 昭和5年8月22日吉田外務次官あて児玉政務総監親展（『移管関係雑件』）。
- 39) 昭和5年8月23日岡田総領事あて幣原外務大臣暗第88号（『移管関係雑件』）。
- 40) 『東亜日報』1931年6月28日。『思想月報』1巻4号、1931年7月、に予審終結決定書の一部が掲載されているが、その解説文では、求予審（起訴）39名、嫌疑なし（不起訴）23名、公訴権なし1名、猶予3名、起訴中止1名となっている。
- 41) 『思想月報』2巻4号、1932年7月に判決文が掲載されているが、法律適用を説明した部分は省略されている。『東亜日報』1931年7月8日に掲載されている予審終結決定書では治安維持法違反のほか、騒擾教唆、放火教唆などの罪に該当するとされている。
- 42) 昭和5年12月2日齋藤朝鮮総督あて幣原外務大臣暗第51号（『移管関係雑件』）。
- 43) この法務局長の電文は、京城地方法院検事局が法務局長に次のように要請していたのを受けたものであった。「右ノ如ク移監後管轄指定迄ニハ相当ノ日時ヲ経過セルニ拘ラス当局ニ於テハ管轄指定後一件記録ノ送付ヲ受クル迄ハ被疑者並ニ犯罪事実ヲ知ルコト能ハス、從テ被疑者ノ勾禁状態ニ付テモ種々手遣ヲ生スル虞アリ事件処理上困難尠カラス且現在（昭和五年十一月十九日現在）西大門刑務所ニハ已決囚未決囚合セテ一九三七名ヲ収容シアリ内已決囚一四〇名未決囚三八五名ハ思想犯ニシテ此際突然多数ノ被疑者ヲ間島ヨリ移監セラル、時ハ当該事件ノミナラス目下当局ニ繫属中ノ事件ノ審理ニモ支障ヲ来スルアルヲ以テ将来ハ事件管轄ノ指定後身柄ヲ移監ヲ為ス様間島総領事ニ御交渉相成タシ」（昭和5年11月21日法務局長あて京城地方法院検事正地検秘第2445号「在間島総領事ノ事件送致ニ関スル件」韓国・国史編纂委員会所蔵京城地方法院検

事局文書大検 84『自昭和三年至昭和五年 当局調査書類』。

- 44) 昭和 5 年 12 月 4 日幣原外務大臣あて岡田総領事第 251 号 (『移管関係雑件』)。
- 45) 昭和 6 年 1 月 27 日幣原外務大臣あて岡田総領事第 21 号 (『移管関係雑件』)。
- 46) 昭和 6 年 2 月 2 日松田拓務大臣あて幣原外務大臣「間島ニ於テ検挙セル共匪ノ朝鮮刑務所移送方ニ関スル件」(『移管関係雑件』)。
- 47) 『朝鮮日報』1933 年 9 月 25 日。『東亜日報』1933 年 9 月 7 日は、予審中の死亡者を 12 名としている。なお、予審終結決定書は、金正柱編『朝鮮統治史料』第六卷、韓国史料研究所、1970 年、に収録されている。
- 48) 昭和 5 年 12 月 4 日幣原外務大臣あて岡田総領事第 251 号 (『移管関係雑件』)。
- 49) 京城地方法院検事局「中国共産党事件判決写」金俊燁・金昌順共編『韓国共産主義運動史 資料Ⅱ』高麗大学校亜細亜問題研究所、1980 年、343 頁。
- 50) 同上、408 - 409 頁。
- 51) 昭和 7 年 12 月 19 日内田外務大臣あて在間島総領事永井清機密第 1413 号「司法共助ニ関スル件」(『移管関係雑件』)。
- 52) 前掲『朝鮮統治史料』第六卷、312 頁。なお、「植民地独立」を目的とする結社に「国体変革」条項を適用するとした朝鮮司法当局の論理については、拙稿「植民地独立運動に対する治安維持法の適用」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、2004 年、参照。
- 53) 昭和 7 年 12 月 19 日内田外務大臣あて在間島総領事永井清機密第 1413 号「司法共助ニ関スル件」(『移管関係雑件』)。
- 54) 内閣印刷局編『職員録 昭和 8 年 7 月 1 日現在』内閣印刷局、1933 年、25 頁。
- 55) 昭和 7 年 5 月 11 日芳澤謙吉外務大臣あて在間島総領事岡田兼一機密第 460 号「司法事務共助並ニ人員増加方稟申ノ件」(『移管関係雑件』)。
- 56) 昭和 7 年 6 月 4 日「司法事務共助並人員増加方ノ件ニ対スル私見」(『移管関係雑件』)。この文書には「亜細亜局第二課長」のハンコと署名の下に「相場」の印が押されている。当時、亜細亜局で理事官を勤めていた相場清が作成したものであろう。相場は領事館警察で長い勤務経験を持ち、後には『外務省警察史』の編集に携わった。
- 57) 昭和 7 年 7 月 13 日岡田総領事あて内田外務大臣電報「間島ニ於ケル刑事々件移送並司法事務担当館員増加ニ関スル件」(『移管関係雑件』)。
- 58) 庄子の出張に関して、『毎日申報』1932 年 10 月 28 日付は、「間島共産党根絶と/取調権限地問題/間島領事館側では直接取調を/京城法院に要求」という見出しで次のように報じている。「間島暴動事件が起こって以後、間島領事館警察署の活動は猛烈となり、目下京城地方法院予審に係属している者だけでも 500 余名に近いが、満洲事変以後、領事館の活動範囲は広がり、満洲国の警備機関と連絡が円満になったため、さらに継続して共産党の検挙を断行して根絶する方針である。龍井村の総領事館では 27 日、庄子勇司法領事を京城に派遣して、法務局と協議をすると同時に、京城地方法院と高等法院を訪問して、検挙被疑者の取調べについて協議をした。その要旨は次のとおりである。間島は京城と地理が遠い関係で、京城の検事局取調べと予審審理には支障が多いので、予審までは間島領事館警察署と領事館裁判所で行なうというもので、どのように結末をつけるか、いまだ考慮中という。」
- 59) 庄子の報告書は、昭和 7 年 12 月 19 日外務大臣あて在間島総領事永井清機密第 1413 号「司法共助ニ関スル件」(『移管関係雑件』)に添付されている。
- 60) この部分の庄子の言明は、昭和 8 年 8 月 30 日朝鮮総督府法務局長笠井健太郎あて在間島総領

在間島日本領事館と朝鮮総督府（水野）

事永井清朝機密第 230 号「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル件」（外務省記録 D.1.2.0.2『在支帝国領事裁判関係雑件（在満洲国ヲ含ム）』第一巻）による。以下、このファイルは『領事裁判関係雑件』と記すことにする。庄子は朝鮮側の取調べに協力すると述べたが、実際に同年 10 月には朝鮮側から 64 名の証人訊問の囑託があり、間島総領事館の司法領事がこれに応じて証拠調べをしたという。昭和 9 年 2 月 7 日在満洲国特命全権大使菱刈隆あて在間島総領事永井清機密第 76 号「間島地方ニ於ケル朝鮮人ノ訴訟事件処理方ニ関スル件」（『領事裁判関係雑件』）。

- 61) 昭和 8 年 8 月 3 日外務大臣内田康哉あて在間島総領事永井清公機密第 952 号「間島ニ於ケル刑事事件移送ニ関スル件」（『移管関係雑件』）。
- 62) 昭和 8 年 8 月 19 日在間島永井総領事あて内田外務大臣条二機密第 347 号「間島ニ於ケル刑事事件移送ニ関スル件」（『移管関係雑件』）。
- 63) 昭和 8 年 8 月 30 日朝鮮総督府法務局長笠井健太郎あて在間島総領事永井清朝機密第 230 号「間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル件」（『領事裁判関係雑件』）。
- 64) 昭和 9 年 2 月 7 日在満洲国特命全権大使菱刈隆あて在間島総領事永井清機密第 76 号「間島地方ニ於ケル朝鮮人ノ訴訟事件処理方ニ関スル件」（『領事裁判関係雑件』）。
- 65) 在間島総領事館「昭和 7 年中間島（琿春県ヲ含ム）及接壤地方治安状況」外警 25 卷 250 頁。
- 66) 在間島総領事館「昭和 8 年中間島（琿春県ヲ含ム）及接壤地方治安状況」外警 26 卷 62 頁。
- 67) 在間島総領事館「昭和 9 年中間島（琿春県ヲ含ム）及接壤地方治安状況」外警 26 卷 130 頁。
- 68) これについて、大美賀好一は次のように書いている。「満洲事件が起り、軍事行動が行われ、中国の主権が排除され満洲国ができると、情勢は一変した。そこで森浦検事〔京城覆審法院思想係検事〕は、領事館警察の幹部に、「こちらに送らず、そちらの方で何とか始末してもらえまいか」と持ちかけてきた。「始末と申しますと」/「検挙の際抵抗されれば、自衛上武器の使用が許されるでしょう」/「それはまあ、そうですが」」（大美賀好一『でも巡査物語』46 頁）。大美賀によれば、射殺という処分方法を提案したのは朝鮮の思想検事であったことになるが、領事館側の意向にもとづく面も大きかったと考えられる。

要 旨

朝鮮の独立運動、共産主義運動が盛んな間島に置かれた領事館警察は、日本の外務省警察組織の中でも最大規模のものだった。朝鮮人の運動を取り締まるため、在間島の領事館警察と朝鮮総督府司法当局とは、協力して朝鮮人活動家らを逮捕・裁判・投獄する仕組みをつくった。間島の領事館警察が逮捕し、朝鮮の裁判所に被告を送るというシステムである。

このシステムによって処理された最大の事件が、1925年から1932年まで5回にわたる間島共産党事件であった。領事館警察と朝鮮総督府は、被疑者が多数に上ると、取り調べや司法処理の方法、拘禁場所の確保などをめぐって、意見の食い違いを見せた。さらには、中国共産党に加入した朝鮮人への治安維持法適用の可否をめぐっても、両者は対立することになった。そのため、5回の間島共産党事件で間島領事館から朝鮮の京城に移送された767名のうち344名(45%)が不起訴、免訴、無罪となった。

治安維持法適用問題に関しては、朝鮮総督府の司法当局が間島領事館の見解に合わせて、中国共産党員にも同法を適用するという拡大解釈をしたため、間島と朝鮮の当局の見解が一致することになったが、事件の処理をめぐる両者の対立、軋轢は解決しなかった。1932年日本は満洲国を樹立し軍事支配を強めたが、それに対応する形で間島の領事館は、間島と朝鮮との間の司法共助システムを変更した。それは、被疑者を朝鮮総督府に移送せず、間島で予審にかけることとし、間島に近い清津地方法院の裁判に送る一方、共産党員を検挙時に殺害するという方策であった。

キーワード：在間島日本領事館、朝鮮総督府、間島共産党事件、治安維持法、司法共助

Summary

The consular police stationed in Jiandao, where the Korean Independence movement and Korean communist movement were quite vigorous, operated on a scale grander than any other part of Japan's Foreign Ministry police system. In order to control these Korean movements, the judicial authorities of the Japanese Government-General in Korea and the Japanese consulate in Jiandao created collaborative arrangements for the arrest, prosecution and detention of Korean activists. It was a system in which defendants were sent to courts in Korea after the Jiandao consular police had made their arrest.

The most significant affairs to be processed by this system were the five distinct Jiandao communist party incidents between 1925 and 1932. In dealing with such a large number of suspects, the consular police and the Government-General revealed their differing opinions on matters such as methods of investigation and judicial administration as well as effective maintenance of detention centers. In addition, the two sides came into conflict over the propriety of applying the Peace Preservation Law to Koreans who had joined the Chinese Communist Party. For that reason, of the 767 suspects sent to Keijō (Seoul) by the Jiandao consulate in connection with the five Jiandao Communist Party incidents, 344 of them (45%) went unindicted, were acquitted or were found innocent.

Concerning the problem of Peace Preservation Law application, in order to develop a broad interpretation that would allow its use against members of the Chinese Communist Party, Government-General judicial officials accepted the opinion of the Jiandao consulate and thus the views of Japanese authorities in Korea and Jiandao came into agreement. In managing these incidents, however, the conflict and discord between the two sides was in fact not resolved. In 1932, Japan strengthened its military control with the establishment of Manshūkoku, and the Japanese consulate in Jiandao modified the system of cooperative judicial administration between Jiandao and Korea in response to that development. Namely, without sending suspects to the Government-General, preliminary proceedings were held in Jiandao and suspects were sent directly to a court in the Ch'ongjin region for trial, and in other cases many of Communist Party members were murdered upon their arrest.

Keywords: Japanese consulate in Jiandao, Japanese Government-General in Korea, Jiandao Communist Party Incidents, Peace Preservation Law, cooperative judicial administration